

第31回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日（金） 午後2時00分から午後3時15分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席9番 奥村 喜美子 委員
議席10番 中島 準一 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第141号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第142号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第143号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第144号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

6) 報告事項

○農業委員会制度検討委員会報告事項

○広報編集委員会報告事項

○農業委員会活動方針作成委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長 大谷 茂

局次長 村田 浩司

局長補佐 福田 悟司

主事 澤山 昌宏

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席9番奥村喜美子委員と、議席10番中島準一委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第141号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号35について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第141号、整理番号35について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地及び白地農地です。

譲渡人は相続で取得した農地の管理が行えないことから田については以前から譲受人に管理をしてもらっています。また、畑については建築物がありましたが、解体され、不耕作となっています。今回、農地の所有権移転について双方で合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻及び野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号35については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。
岡崎推進委員とともに、12月10日に現地確認し、譲渡人の1人から聞き取りを行いました。申請地は、譲渡人3人の姉妹の実家が所有していた1枚の田と、実家に隣接している2枚の畑です。以前は親が耕作をされていましたが、その後、畑は不耕作、田は親戚である譲受人に耕作をお願いされ、水稻栽培されています。今回の案件は、申請者である譲渡人は、遠隔地である実家に後継者がな

く、財産管理が困難であり、苦慮されていたこと、また、譲受人が農業規模拡大を希望していたこともあり、双方合意に至り申請されるものです。申請当該地は、譲受人が2筆の畑とともに、同一敷地内の宅地も一緒に譲り受け、田については、譲り受け後も継続して、水稻を作付けされる予定です。

以上から、当該土地の権利移転は特に問題もなく、許可することが妥当であると判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号7岡崎推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号7岡崎です。

松下委員の説明のとおりです。推進委員としても妥当であると思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号35について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、3条調書、整理番号35については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号36について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号36について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域外の農地です。

農業の廃業のために農地の売却を考えていた譲渡人が、隣接地を所有する譲受人に相談されたところ、所有権移転について合意され、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号36については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

昨年12月に現地を確認し、関係者から聞き取りを行いました。譲渡人は昨年父親を亡くされ、これまで畑は父親が作付け管理をしておりましたが、その後は草刈りの労力を軽減するため、圃場に除草シートを張り管理しており、農業には興味がなく売却する方向で考えておられました。一方、譲受人は今年で仕事を辞め、余裕時間で畑作を増やそうと考えておられました。畑以外にも、これまでから水稻を1ヘクタール作付けされております。今回の圃場の隣には、子の住居があり、子どもを育てるのに少しでも環境面からアシストできればと購入に至りました。当該地は白地農地で、購入後は、譲受人が畑で野菜等を作付けされます。関係者の同意も得えており、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号32利田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号32利田です。

中島農業委員の説明とおり、購入後は、畑で野菜等を作付けされます。農地利用最適化の点からも支障はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号36について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、3条調書、整理番号36については、許可とすることに決定いたします。

議案第141号については、以上であります。

- 議 長 続きまして、議案第142号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書、整理番号15について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第142号、整理番号15について説明します。議案書は4ページ、参考図は5ページ、6ページ、土地利用計画図は7ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。
申請地を駐車場にするための申請です。計画によると、製茶工場の駐車場として利用されます。造成工事は、表土鋤取り、砕石敷き均し程度で土砂の流出はないものと考えられます。雨水排水は、敷地内に設ける水路で集水し、既存排水路に放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 4条調書、整理番号15については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号9番奥村です。
1月9日、橋本推進委員と申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。申請地は、母屋と茶工場の裏出入口そばの土地で、申請者宅は専業農家のため、農繁期には車の出入りが多く、駐車場として申請されました。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号19橋本です。
申請地が自宅の茶工場と反対側には道路があり、そこに挟まれた小さな土地であることで、農業の振興や農地集積等にも影響はなく、農地利用の最適化を推進するにあたり問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号15について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15については、許可とすることに決定いたします。
なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。
議案第142号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第143号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
5条調書、整理番号45について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第143号、整理番号45について説明します。議案書は6ページから、
参考図は8ページ、9ページ、土地利用計画図は10ページです。申請地は、市街
化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、自己用戸建住宅を目的とする、農地の使用貸借です。計画による
と、道路に面した住宅の奥の農地の一部を、既存の宅地部分と合わせて、自己用住
宅の敷地として利用されます。全体敷地面積は586.98平方メートルですが、
旗竿地であり、通路部分を除く面積は、499.89平方メートルです。ここに、
平家建て、建築面積216.13平方メートルの自己用住宅を建築されます。建ぺ
い率は36.83パーセントです。造成工事では盛土があり、農地として残る箇所
にも法面部分として一部盛土をされますが、農地内は農地としての利用を行う計画
とされています。雨水排水については敷地内の柵に集水し、道路側溝へ放流されま
す。汚水は、既存住宅の污水配管に接続し、処理されます。以上のことから、転用
による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者
の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入れとされ、金融機関
からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可
と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号45については、議席4番保井委員、説明をお願いします。
す。

担当農委 議席番号4番保井です。

申請地は、現在お住まいの住宅の庭に面しており、不耕作農地と庭と合わせて新築の住宅を建てられる予定です。現在の住宅は、空き家であったものを管理するためにお住まいされています。

不耕作農地の一部を建設用地として使用されます。申請にあたり、近隣及び改良組合長の承諾は得られており、周辺農地への影響は及ぼさないと考えられます。よって許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号10奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請地は不耕作の登記上は田ですが、現状は畑で隣接する農地もなく、農地利用の最適化にも影響なく、地元改良組合長の同意も得られております。許可相当と判断されます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号45について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号45については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号46について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号46について説明します。議案書は7ページ、参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画図は13ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の準工業地域にあり、第3種農地です。

申請内容は、道の駅あいの土山の再整備を目的とする、農地の売買です。既存の道の駅の西側に、建築面積1,502.95平方メートルの新たな道の駅を建築し、既存敷地は駐車場として再整備する計画となっています。申請地は既存敷地、国道と同程度の高さまで盛土をされます。周囲には擁壁を設置し、土砂の流出を防止されます。雨水は、擁壁の内側に設置する水路、柵で集水し、既存施設の敷地を通過して、道路側溝へ放流されます。また、汚水は公共下水道へ放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金及び借入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号46については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

本案は、道の駅改築に伴う農地の売買です。道の駅の前身は、昭和56年に土山町自然休養村管理センターとして建設され、その後、内部を改修を経て、平成5年には滋賀県内第1号となる道の駅あいの土山がスタートしました。以後60年を経過し、老朽化も著しく、顧客の対応にも支障をきたす状況であり、新しい時代のニーズに応えるべく改築されるものです。

これに際し、譲渡人2人にお問い合わせされたところ、快く承諾され、今回の申請となりました。

地元区長、農業改良組合長の承認を得られており、排水計画も適正に計画され、隣地農地に影響を及ぼすことは全くありません。

今後は、国道1号を行き来される方々が、利用されやすい施設になることを望み、綾戸農地最適化推進委員とともに、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、区域番号17綾戸推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 当案件地は、以前より遊休農地となっており、今後の管理に悩んでいたところ、今回市の事業の一環として、現在の道の駅の建物の老朽化に伴う新築工事地としての売買が成立しました。遊休農地減少にも役立ち、何ら問題もなく、許可相当と考えることを報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号46について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号46については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号47について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号47について説明します。議案書は7ページ、参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第1種低層住宅専用地域にあり、第3種農地です。

申請内容は、社員寮を目的とする、農地の売買です。譲受人は、申請地の600メートルほど北に競走馬のトレーニング施設を建設しており、その施設の従業員のための社員寮として利用する計画です。建築敷地は、申請地と、隣接の資材置場をあわせた2,565.52平方メートルの区域で、3階建て、24戸、建築面積560平方メートルの社員寮を2棟と駐輪場等の付帯施設を建築されます。造成工事としては盛土となりますが、申請地は国道、市道、資材置場に囲われた一段低い土地で、周囲と同程度の高さまでの盛土とされます。雨水排水は、敷地内に設ける水路で集水し、既存排水路に放流されます。また、汚水排水は公共下水道への放流処理とされます。隣接する農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号47については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

本案件は令和2年から競走馬トレーニング場の造成工事が施工されている関係

から、この施設が完成し供用開始されると、従業員が常駐する必要があることのようにです。そのため、従業員寮2棟48戸と48台分の駐車場を造成・建築されます。なおこの土地は、令和3年12月総会で、資材置き場として5条申請が許可されており、令和4年6月には仮登記されており、現在の申請に至っています。また、造成・建築後も、雨水排水等は周囲の排水溝を設け、敷地内に集水し、排水路に放流され、周辺に影響を及ぼすことはありません。既に地元農業改良組合の同意も得られており、綾戸農地利用最適化推進委員とともに、競走馬場のトレーニング場とこの申請も含め、地域の活性化の寄与になることを期待して許可相当と判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号17綾戸推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 当案件地は、現在造成中のトレセンの社員寮建築のため、売買が成立しました。当地もまた遊休農地として今後の管理に悩んでいた場所です。整理番号46と同様、遊休農地解消に役立つと思われ、許可相当と考えられることを報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号47について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号47については、許可とすることに決定いたします。
なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号48について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号48について説明します。議案書は8ページ、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、非線引き都市計画区域

内の第3種農地です。

申請内容は、工場建設を目的とする、農地の賃貸借です。計画によると、農地のほか、宅地や、払下げ予定の里道、水路を含む、合計3,691平方メートルの区域に、一部2階建て、建築面積955.68平方メートル、延床面積1,123.46平方メートルの工場を建築されます。開発区域内での切土及び盛土の計画で、隣接農地がある西側は、区域内にブロックを設置されます。また、雨水は周囲に配置する水路にて集水し、道路側溝へ放流されます。汚水は公共下水道への排水処理とされます。以上のことから、転用による土砂や雨水排水の流出による農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。

議長 5条調書、整理番号48については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

令和5年1月3日橋本推進委員と現地確認しました。申請地は、昨年まで茶畑として耕作されておりましたが、耕作者が高齢また後継者もなく、申請地を地主に返還することになり、譲受人と譲渡人の間で話がまとまりました。周辺農地に影響はないと考えられることから許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号19橋本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号19橋本です。

図面上も東と北側には道路が、南側には住宅があり、西側にはもうすでに農地転用された土地あり、そのようなところに囲まれている土地です。また、関係者からの理解も得られており、農業の振興や土地集積等に影響もなく、農地利用の最適化推進にあたり問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号48について採決いたします。
- 賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号48については、許可相当とすることに決定いたします。
- なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。
- なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号49について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号49について説明します。議案書は8ページ、参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
- 申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。申請地の北には譲受人の自宅があり、自宅に隣接する農地の一部を取得し、駐車場を整備する計画となっています。造成工事は、表土鋤取り及び砕石敷き均し程度であり、また、隣接農地よりも低い位置にあるため、農地への土砂や、雨水排水の流出はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 5条調書、整理番号49については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号1番緩利です。
- 自宅周辺に駐車場としての適正なる土地がないことで、申請地を購入し、駐車場にする申請です。特に問題になるようなところでもなく、他に候補地がありませんので、これを妥当とさせていただきたく、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号24岡本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請地は、譲受人に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号49について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号49については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号50について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号50について説明します。議案書は8ページ、参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。申請地は第2種農地ですが、隣接する駐車場の拡大であることからやむを得ないと考えられます。計画によると、既存駐車場の拡大として5台分の駐車場を設置されます。新たな造成工事はなく、また、申請地は隣接する農地よりも一段低い位置にあることから、周辺農地への土砂や排水流出による被害はないと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号50については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

申請人は、この近くで骨董市を月2回開催されています。既存の駐車場はあり

ますが、来客、また出品者の数が多くなり、駐車場の増設で申請されました。周辺の農地にも影響がなく、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号42山本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号42山本です。

12月14日に寺田農業委員と現地確認を行いました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号50について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号50については、許可とすることに決定いたします。

議案第143号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第144号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第144号について説明します。議案書は9ページからです。

今月の決定は29件です。10ページ、11ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権及び使用貸借権の設定の面積は109,044平方メートルです。次に、所有権移転の面積は6,139平方メートルです。

借り手、貸し手及び買い手、売り手と、農地の所在、面積、期間等は、12ページから19ページの利用権設定等の明細のとおりです。借り手、買い手の農地台帳による経営状況は20ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等も無いようですので、議案第144号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、議案第144号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第144号については、以上であります。

議 長 　続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 　報告します。調書は21ページ、22ページ、参考図は26ページから29ページです。
今月は、農地法第5条の届出が5件です。以上です。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　続きまして、報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 　報告します。今月の田畑形状変更の届出は1件で、調書は23ページ、参考図は30ページです。以上です。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議長 続きまして、報告事項に入ります。
 まず、**報告事項 1 「専門委員会報告」**として、「**農業委員会制度検討委員会**」から、小倉委員長お願いします。

小倉委員長 ・第5回制度検討委員会の結果

議長 続きまして、「**広報編集委員会**」から、福井委員長お願いします。

福井委員長 ・「農業委員会だより第36号」の発行

議長 続きまして、「**活動方針作成委員会**」から、寺田委員長お願いします。

寺田委員長 ・第6回活動方針作成委員会の開催

議長 続きまして、**報告事項 2 「事務局報告事項」**について、お願いします。

事務局 ・滋賀県農業会議 常設審議委員会の結果
 ・経過と予定
 ・農地利用集積計画に係る利用権設定期間満了報告
 ・農地賃借料情報

議長 報告事項は以上です。
 ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____